

## 武蔵野市介護保険事業者における事故発生時の報告に関する取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）、介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）に規定される、事故が発生した場合の市への報告について必要な事項を定めることにより、介護サービスの提供により事故が発生した場合に、速やかにサービス提供事業者から市へ報告が行われ、事故の速やかな解決及び再発防止に資することを目的とする。

### (対象事業者及びサービス)

第2条 指定介護保険事業者及び基準該当サービス事業者が行う介護保険適用のサービスとする。

### (事故の範囲)

第3条 報告すべき事故の範囲は、事業者の責任の有無にかかわらず、介護サービスの提供に伴い発生した事故とし、次の各号に該当するものとする。

#### 一 原因等が次のいずれかに該当する場合

- (1) 身体不自由又は認知症等に起因するもの
- (2) 施設の設備等に起因するもの
- (3) 感染症、食中毒又は疥癬の発生
- (4) 地震等の自然災害、火災又は交通事故
- (5) 職員、利用者又は第三者の故意又は過失による行為及びそれらが疑われる場合
- (6) 原因を特定できない場合

#### 二 次のいずれかに該当する被害又は影響を生じた場合

- (1) 利用者が死亡、けが等、身体的又は精神的被害を受けた場合
- (2) 利用者が経済的損失を受けた場合
- (3) 利用者が加害者となった場合
- (4) その他、事業所のサービス提供等に重大な支障を伴う場合

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項に該当する場合を含め、報告を要しないものとする。

一 利用者が身体的被害を受けた場合において、医療機関を受診することなく、軽微な治療のみで対応した場合

二 利用者が身体的被害を受けて医療機関を受診又は入院した場合において、診察又は検査の

みで、治療を伴わない場合

三 老衰等、事業者、利用者及び第三者の責に帰さない原因で死亡した場合

四 その他、被害又は影響がきわめて微小な場合

(報告事項)

第4条 報告事項は、次のとおりとする。

一 報告日

二 報告事業者名、所在地等

三 利用者の氏名、住所、性別、生年月日、保険者名、被保険者番号及び要介護度

四 事故の概要（発生日時、発生場所、概要（原因、経緯、被害状況等）及び報告が遅延した理由）

五 事故時の対応（対応の概要、医療機関名及び所在地並びに家族への連絡状況）

六 事故後の対応（利用者の状況、再発防止に向けての今後の対応及び損害賠償等の状況）

2 報告は、事故報告書（様式第1号。以下同じ。）により行なう。ただし、途中経過の報告については、これによらないこともできる。

(報告の対象)

第5条 報告する事故は、事故当事者である介護サービス利用者が、本市の被保険者である場合及び事業所又は施設所在地が本市内の場合とする。

(報告の手順)

第6条 事故の報告は、概ね次の手順によるものとする。

一 第一報

(1) 事業者は、事故の発生を確認した場合、速やかに家族等へ連絡するとともに、第4条第1項第1号から第5号までの内容について、事故報告書により市へ報告する。また、居宅介護支援事業者にも同様の報告を行なうものとする。

(2) 緊急を要するものについては、事故報告書を提出する前に、電話等、より迅速な手段により仮報告を行なうものとする。

二 途中経過及び最終報告

事業者は、第一報の後、適宜途中経過を報告するとともに、事故処理が終了した時点で第4条第1項第6号の内容を含む最終報告を事故報告書により行なう。ただし、第一報の時点で事故処理が終了している場合は、第一報をもって最終報とすることができる。この場合、第4条第1項第6号の内容についても、第一報の事故報告書に記載するものとする。

(市における対応)

第7条 市は事故報告を受けた場合は、事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて保険者として必要な対応を行なうものとする。

2 対応する事故は、事故当事者が本市の被保険者である場合を原則とするが、必要に応じ他の区市町村の被保険者に係る事故についても、当該区市町村と連携し対応するものとする。

3 重大な事故については、必要に応じて、東京都、東京都国民健康保険団体連合会又は他の区市町村と連携を図るものとする。

付 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 22 年 3 月 1 日から施行する。